

厚生労働省北海道労働局発表
令和2年5月15日（金）

担当	厚生労働省 北海道労働局職業安定部職業安定課 課長 新 豊 廣 課長補佐 馳 卓 也 電話 011-709-2311（内線 3675）
----	---

主要経済団体に対して書面により新規学卒者の雇用について要請します

～令和3年3月新規学卒者にかかる求人の確保について～

北海道労働局（局長 ^{うねだ くにお}上田 国土）では、関係行政機関（北海道、北海道教育委員会）と緊密な連携のもと、主要経済団体に対して書面により「令和3年3月新規学卒者の雇用についての要請」を実施します。

本道の本年3月の新規高等学校卒業者の就職内定率は昨年と同率の98.6%となり、昭和60年の統計開始以来最高となりました。

また、新規大学等卒業者の就職内定率についても高水準となっております。

しかしながら、道内の本年3月の有効求人倍率は前年同月を0.10ポイント下回る1.09倍となり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響は十分に注意する必要がある状況となっております。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応により令和3年3月新規学卒者の就職・採用活動等への影響が懸念されていることから、本年4月6日には「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新規学卒者に対する特段の配慮に関する要請」を行ったところであり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じていることから、4月27日には「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請」を行ったところです。

このような中、北海道、北海道教育委員会、北海道労働局をはじめ関係行政機関といたしましては、相互の緊密な連携のもと、更なる要請として、新規学卒者が適切に職業選択を行い、卒業後、安定的に働くことができるように、求人を確保する取組を進めるため「令和3年3月新規学卒者の雇用についての要請」を実施します。

記

- 要請日
令和2年5月20日（水）
- 要請先団体
（一社）北海道商工会議所連合会
北海道商工会連合会
北海道経済連合会
北海道中小企業団体中央会
（一社）北海道中小企業家同友会
- 要請者
北海道知事 鈴木 直道
北海道教育委員会教育長 小玉 俊宏
厚生労働省北海道労働局長 上田 国土
- 要請文
別紙のとおり

新規学卒者の雇用についてのお願い

謹啓 新緑の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、本道における経済・雇用対策の推進につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年3月の新規高等学校卒業者の就職内定率は前年を0.20ポイント上回る98.6%となり、昭和60年の統計開始以来最高となっております。

新規大学等卒業者の就職内定率についても高水準となっております。

これは、貴会並びに会員企業の皆様方の新規学卒者の採用に対する深い御理解と御協力の賜であり、深く感謝申し上げます。

しかしながら、道内の本年3月の有効求人倍率は前年同月を0.10ポイント下回る1.09倍となり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある状況となっております。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応により令和3年3月新規学卒者の就職・採用活動等への影響が懸念されていることから、本年4月6日には「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新規学卒者に対する特段の配慮に関する要請」を行ったところです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じていることから、4月27日には「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請」を行ったところです。

このような中、北海道、北海道教育委員会、北海道労働局をはじめ関係行政機関といたしましては、相互の緊密な連携のもと、新規学卒者が適切に職業選択を行い、卒業後、安定的に働くことができるように、求人を確保する取組を進めております。

また、『「NO! 3密」就活応援宣言』と題して、企業説明会やセミナーをオンライン上に移行するなどソーシャルディスタンスを保って行う採用活動を支援しています。

このことにより、道内で就職を希望する若者が地元でその能力を十分に発揮していくための環境が整備され、企業が求める人材の円滑な採用や未充足求人の減少等につながることを期待されるところです。

貴会には、従来より深い御理解と積極的な御協力をいただいている中、更なるお願いとなり誠に恐縮ではございますが、来春の新規学卒予定者、特に高等学校卒業予定者に対する求人の確保及び面接や試験の日程等における柔軟な対応、今春未内定のまま卒業した者に対する就職機会の拡大、若者の人材育成の推進について、会員企業の皆様方の御理解と御協力が一層深まりますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

謹言

令和2年5月20日

(要請団体の長) 殿

北海道知事 鈴木直道

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

厚生労働省北海道労働局長 上田国士

令和2年4月6日

経済団体・業界団体等の長 殿

北 海 道 知 事
北海道教育委員会教育長
厚生労働省北海道労働局長
経済産業省北海道経済産業局長

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新規学卒者に対する
特段の配慮に関する要請について

来年3月の新規学卒者の採用につきましては、新規大卒者等については既に3月1日から企業の広報活動が開始されており、新規高卒者については6月1日から求人受付が開始される予定です。

しかしながら、現在、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、新規大卒者等の企業説明会については、中止、延期又は規模縮小等の対応が行われており、新規高卒者の企業説明会の開催についても不透明な状況にあるなど、今後の就職・採用活動等への影響が懸念されております。採用にあたっては、生徒・学生が十分な企業情報を得て、それを咀嚼できる時間の確保が必要となることから、企業の皆様におかれましては採用活動を最大限柔軟に行うことにより、安心して就職活動に取り組める環境を整えていただくことが必要となります。

また、今年3月の新規学卒者の就職内定状況については、新規大卒者等、新規高卒者とも高水準で推移してきたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道を含め、全国的に新規学卒者の内定取消しや入職時期の繰下げが発生しております。

つきましては、貴団体の会員企業の皆様方の来年3月の新規学卒者に係る採用活動や今年3月の新規学卒者に係る採用の取扱いに特段の配慮がなされますよう、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

経済団体・業界団体等の長 殿

北海道知事
北海道教育委員会教育長
厚生労働省北海道労働局長

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

また、4月7日には7都府県に対し、4月16日には、北海道をはじめとして他の府県においても新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、今後、更なる経済への影響がもたらされることも懸念されます。

こうした状況の中で、国では、過去にない規模となるGDPの2割に当たる事業規模117兆円の経済対策を講じてまいります。特に、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じるほか、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規に関わらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなどの助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の休業の対象への追加、申請に係る負担の軽減などの追加措置を実施します。

また、北海道では、国の政策とも連携し、中小・小規模事業者の資金繰りなどを集中的に支援するため、新たな融資制度（新型コロナウイルス感染症対応資金）を創設し、売上減少の著しい中小・小規模企業に対し、3年間の実質無利子化及び保証料の全額補助等を実施するとともに、地域や事業者が取り組む感染症防止対策を後押しするため、道の休業要請に協力をいただき感染リスクを低減する取組を行う事業者への支援などを実施します。

貴団体におかれましても、これらの施策を会員企業、団体等に周知いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等の雇用の維持を図るため、改めて、下記の事項につきまして、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

記

- 一 事業継続に向けた資金繰り支援を活用していただくとともに、雇用調整助成金の特例措置等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二 職を失った方の再就職を促進するためにも求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。
- 三 2019年度卒業者等のうち入職時期の繰下げをしていた内定者については、できるだけ早期の入職日を確定させるなど、特段のご配慮をいただくとともに、対象となった方からの補償等の要求には誠意を持ったご対応をお願いいたします。

- 四 2020年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。
- 五 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。また、外国人労働者についても、日本人と同様の配慮をお願いいたします。
- 六 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定等を図るため、安易な解雇や雇止め、労働者派遣契約の解除等はせず、雇用の維持に最大限の配慮をお願いいたします。やむを得ず解雇、雇止め等をしようとする場合でも、労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者が離職後も引き続き一定期間入居できるよう、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。
- 七 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備や、テレワーク及び時差通勤の積極的な活用の促進のため、小学校休業等対応助成金や働き方改革推進支援助成金が拡充されております。これらの制度を最大限活用していただくとともに、従業員の感染の予防にむけた取組等を行っていただきますようお願いいたします。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に十分な配慮をしていただくようお願いいたします。また、小学校等の臨時休業により、子どもの世話が必要な労働者等が休みやすい環境の整備をお願いいたします。

以上